

議第百六十四号

指定管理者の指定について

セラミックパークMIN^みOに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、セラミックパークMIN^みO条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 多治見市東町四丁目二番地の五

公益財団法人セラミックパーク美濃

二 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで